

ウクライナ

意匠法

工業意匠権保護に関して

最終改正：2021年6月15日

目次

第 I 章 総則

第 1 条 定義

第 2 条 知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局の権限

第 2-1 条 意匠権保護の分野における国家知的所有権庁の権限

第 2-2 条 審判室及び国家知的所有権庁の専門官の独立性の保証

第 2-3 条 認証委員会

第 2-4 条 不服審査委員会

第 3 条 国際条約

第 4 条 外国人及びその他の者の権利及び義務

第 II 章 意匠の法的保護

第 5 条 法的保護付与の条件

第 6 条 意匠登録の要件

第 III 章 意匠を登録する権利

第 7 条 創作者の権利

第 8 条 使用者の権利

第 9 条 承継人の権利

第 10 条 最先の出願人の権利

第 IV 章 意匠登録手続

第 11 条 出願

第 12 条 出願の提出日

第 13 条 優先権

第 14 条 出願の審査

第 15 条 出願の取下げ

第 15-1 条 出願の分割

第 16 条 登録

第 17 条 公告

第 18 条 登録証の交付

第 19 条 出願の査定に対する不服申立

第 V 章 意匠権所有者の権利及び義務

第 20 条 意匠の国家登録から生じる権利及び未登録意匠に付与される権利

第 22 条 権利の侵害を構成しないとみなされる行為

第 23 条 登録意匠の所有者の責任

第 VI 章 国家登録の消滅及び権利の無効

第 24 条 国家登録の消滅

第 25 条 司法手続での意匠権の無効の認定

第 25-1 条 審判室による意匠権の無効の認定

第 VII 章 権利の保護

第 26 条 登録又は未登録意匠の所有者の権利の侵害

第 27 条 救済

第 VIII 章 最終規定

第 28 条 国税及び手数料

第 29 条 外国における意匠登録

第 30 条 意匠の創作と実施のための国家インセンティブ(奨励)

第 I 章 総則

第 1 条 定義

本法において、次の定義が適用される。

「国家知的所有権庁」(以下「NIPO」という)とは、知的所有権の法的保護に係る国家体制の一部である国家機関であって、ウクライナ内閣により国家レベルで定められ、本法、知的所有権の分野の他の法律、知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局の法令並びに憲章により定められた知的所有権の分野で権限を行使し、かつ、国際及び地域機関でウクライナを代表する権利を有する。

「工業意匠」(以下「意匠」という)とは、意匠工学の分野における者の知的創作活動の成果をいう。

「創作者」とは、自己の創作活動により意匠を創作した者をいう。

「登録証」とは、意匠の国家登録の証明書をいう。

「登録意匠」とは、その意匠の情報が登録簿に記入され、登録証が交付されたものをいう。

「人(者)」とは、個人又は法人をいう。

「出願」とは、意匠の国家登録に必要な書類一式をいう。

「出願人」とは、出願を提出した者又は法律に定められた他の手続により出願人の権利を取得した者をいう。

「出願の優先権(優先権)」とは、出願提出における優先権をいう。

「優先日」とは、優先権が主張されている NIPO 又は工業所有権の保護に関するパリ条約若しくは世界貿易機関設立協定の締約国の所管官庁に対して出願が提出された日をいう。

「使用者」とは、労働契約(契約)に基づいて従業者を雇用した者をいう。

「登録簿」とは、ウクライナの国家意匠登録簿であって電子形態で維持されるものをいう。

「審判室」とは、知的所有権の取得、知的所有権の全部又は一部無効の声明、ウクライナでの周知商標の認定の声明に係る NIPO の決定に対する異議申立を審理するため、また、本法、ウクライナの他の法律及び規則に基づき権限を有する範囲でのその他事項を審理するための NIPO 所属の合議体をいう。

「知的所有権の法的保護に係る国家体制」とは、知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局、NIPO 並びに当該中央行政当局によって管理される科学、教育、情報及びその他関係専門分野の国営企業、団体、機関の体制をいう。

「認証委員会」とは、その主目的が、知的所有権事件における代理人(特許弁護士)の活動に従事する権利を取得する意思を示した者の業績評価を行うことである NIPO の合議体をいう。

「不服審査委員会」とは、その主目的が、認証委員会の決定に対する知的所有権事件における代理人(特許弁護士)候補者の申立を審理すること及び知的所有権代理人(特許弁護士)の行為に対する申立を審理することである NIPO の合議体をいう。

「公報」とは、NIPO の電子公報をいう。

「製品」とは、工業生産又は手作業の物品であって、特にアセンブリ製品への組立てを意図する部品、包装、外部のデザイン、図形記号及び印刷上のフォント(要素)をいうが、コンピュータ・ソフトウェアは除く。

「意匠所有者」とは、登録意匠及び/又は未登録意匠についての知的所有権の所有者をい

う。

「WIPO」とは、世界知的所有権機関をいう。

「国際登録」とは、意匠の国際登録に関するハーグ協定に従って行われた意匠の国際登録をいう。

「ICID (INTERNATIONAL CLASSIFICATION FOR INDUSTRIAL DESIGNS)」とは、国際意匠分類をいう。

「意匠権」とは、意匠についての知的所有権をいう。

「複合製品」とは、解体した後、製品を組み立てることのできる方法で交換可能な複数要素からなる製品をいう。

「創作者の自由度」とは、特定の目的のために、特に製品の機能的特徴に関連して、製品の外観を生み出す創作者の能力についての制限をいう。

第2条 知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局の権限

(1) 知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局の権限は、次のものを含む。

- ・意匠権保護の分野における法規制の確保
- ・意匠権保護の分野の発展についての優先分野の決定
- ・知的所有権の分野における国家政策を形成し実施する際、また、知的所有権保護を強化する観点から中央行政当局及び他の政府機関との交流及び連携をすること
- ・知的所有権の法的保護の分野における法令の改善提案の策定
- ・知的所有権の法的保護の分野における国際協力の実施及び国際機関での意匠権保護に係るウクライナの利益の表明
- ・法律に従った、知的所有権の法的保護の分野における協力に係る国際条約の締結
- ・国際条約に従った、知的所有権の法的保護の分野における国際プログラム及びプロジェクトの実施の確保
- ・知的所有権の法的保護の分野における国際機関へのウクライナの加盟に起因する義務の履行の確保
- ・定められた手続に従った、外国の所管機関及び国際機関との交流
- ・知的所有権事件における代理人(特許弁護士)、認証委員会及び知的所有権事件における代理人(特許弁護士)の評価手続、不服審査委員会並びに知的所有権事件における代理人(特許弁護士)の国家登録簿についての規則の承認
- ・知的所有権の分野における NIPO の活動の調整
- ・知的所有権の分野における NIPO の法令遵守の管理、及び知的所有権保護に関する行為に係る手数料徴収による収入の利用の管理

(2) 知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局は、法律に基づき他の権限を行使することができる。

第2-1条 意匠権保護の分野における国家知的所有権庁の権限

(1) NIPO の機能は、知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局により組織され、ウクライナ内閣の定めるところによる、公法による法人(国家機関)

により遂行される。

(2) NIPO に委任される権限は、次のものを含む。

- ・ 出願の受領及びその審査と査定
- ・ 意匠の国家登録の実施及び登録証の交付
- ・ 法律により規定される手続に従った、意匠権の全部又は一部の無効の認定
- ・ 公報における意匠に関する公式情報の公告、登録簿の維持、登録簿への情報の記入、電子及び/又は紙面形式での抄本及び抜粋の提供
- ・ 知的所有権の法的保護の分野における国際協力、並びに世界知的所有権機関及び国際機関での意匠権保護に係る法律に従ったウクライナの利益の表明
- ・ 知的所有権事件における代理人(特許弁護士)の研修、業績評価及び登録
- ・ 知的所有権事件における代理人(特許弁護士)の国家登録簿の維持
- ・ 意匠権保護の分野における国家政策の実施についての通知及び説明提供

(3) NIPO はまた、次のことを行う。

- ・ 意匠の国際登録に関するハーグ協定のハーグ及びジュネーブ改正協定に規定される「国内官庁」及び「部門」の機能を実施すること
- ・ 知的所有権の法的保護の分野における情報及び広報活動を実施すること
- ・ 意匠権保護の分野における法令適用の国内外の慣行の普及、当該分野における法令の改善提案の精緻化並びに知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局に当該提案の提出を行うこと
- ・ 出願の審査及び意匠の国家登録についての指針を承認すること
- ・ 知的所有権の法的保護のための国家体制の職員に係る研修、再研修及び専門的能力の開発を手配すること
- ・ 本法、ウクライナの他の法律及び規則、憲章により規定される他の機能及び権限を遂行すること

NIPO は、省庁、他の中央及び地方行政当局並びに地方自治体より費用負担なしで、NIPO に与えられた権限及び機能を遂行するために必要な情報、書類及び資料を受領する権利を有する。

(4) NIPO は、本法、ウクライナの他の法律、知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局の法令並びに知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局により承認された憲章に基づき行動する。

(5) NIPO の長官は、NIPO により委任された権限の実施を確保するために権利書類に署名する権限を付与される。

(6) NIPO の権限に属する事項についての提言書を作成するために、当局は、学術調査を実施し、専門家及び顧問を雇用することができる。

(7) NIPO は、知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局により任命及び解任される長官により率いられる。

NIPO の長官は、直近 5 年間ウクライナに居住し、ウクライナ語及び世界知的所有権機関(WIPO)の公用語の 1 が流暢であり、法律及び/又は知的所有権に関する大学の学位、少なくとも 10 年の知的所有権の分野における業務経験並びに少なくとも 5 年の管理職経験を有するウクライナ国民になることができる。

NIPO の長官は、裁判所の判決に従い、国家機能遂行に関連する活動を行う権利又は関連職

位を有する権利をはく奪され、かつ、裁判所の判決が効力を生じた日から3年以内に汚職又は汚職関連犯罪により行政罰を受けている者であってはならない。

NIPOの長官は、公共部門の事業体の長を競争により選考する所定の手続に従い、知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局により実施される公開競争の結果に従って任命される。

NIPOの長官は、自らの求めにより、知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局により任命される第1代理1名と代理2名を擁することができる。

(8) 監督委員会は、次の者により構成されるNIPOの監督機関である。

- ・ウクライナ国会の代表者2名
- ・知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局の代表者2名
- ・科学及び教育の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局の代表者1名
- ・知的所有権代理人(特許弁護士)の公的機関の代表者1名
- ・ウクライナ国立科学アカデミーの代表者1名

監督委員会は、監督的議決権を有する国際及び/又は地域知的所有権機関の代表者2名を含むことができる。

監督委員会の人事構成は、知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局により承認される。

監督委員会の委員は、無償で業務を遂行する。

監督委員会の委員長及びその代理は、監督委員会の委員により互選される。監督委員会の委員長は、知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局の代表者であってはならない。

監督委員会の権限には、NIPOの財務的及び経済的活動、予算執行、知的所有権保護に関する行為に係る手数料徴収による収入から生じた資金の利用の監督を含む。

監督委員会は、次のことを行う権限を有する。

- ・制限情報を除く情報をNIPOに要求し、当該情報を取得すること
- ・NIPOによる権限の実施状況、財務的及び経済的活動の遂行、予算執行、知的所有権保護に関する行為に係る手数料徴収による収入から生じた資金の利用並びにNIPOの活動計画について、NIPOの長官の報告を聴取すること
- ・審理に必須である提言書をNIPOに提出すること
- ・確認された違反について、知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央当局に通知すること

監督委員会の委員の任期は、委員長を除いては2年であり、更に1期までは延長が可能である。監督委員会の委員の任期満了時には、委員を派遣した関係団体又は機関は1月以内に、監督委員会に新たな代表者を派遣するか監督委員会の委員の任期延長を決定しなければならない。

監督委員会の委員の権限は、その者を派遣した団体の要請により、任期満了前に消滅させることができる。監督委員会の委員の権限はまた、次の場合において監督委員会の発意により消滅する。

- ・委員の申し出による権限消滅申請の提出
- ・健康上の問題を理由とした職務遂行不能

- ・委員を派遣する官庁との関係解消
- ・当該委員に対する裁判所の判決の執行
- ・委員の死亡又は委員の職務遂行不能、法的能力低下、行方不明若しくは死亡宣告の裁判所の判決によるもの
- ・汚職又は汚職関連犯罪による行政罰の適用

権限が任期満了前に消滅した監督委員会の委員を派遣した団体は、当該委員の権限の早期消滅の日から1月以内に、監督委員会に新たな代表者を派遣する義務を負う。

監督委員会は、本法並びに知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局により承認された同委員会の規則に従い運営される。

監督委員会の業務は会議で行い、その結果に基づき議事録が作成され、その写しがNIPO並びに知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局に送付される。監督委員会の会議は、同委員会の委員の単純過半数が出席していれば成立する。

監督委員会の開催場所及び組織的物質的な支援は、NIPOにより提供される。

(9) NIPOは、財務報告書、特に年次財務諸表、年次財務諸表の監査報告書、予算執行を含む活動報告及び次年度予算を公式ウェブサイトでも毎年公表しなければならない。

NIPOの財務諸表又は連結財務諸表は監査の対象であり、これは知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局の決定に基づき実施される。

(10) NIPOはその活動により利益を得ることを目的としてはならない。NIPOの活動に係る資金は、知的所有権保護に関する行為に係る手数料徴収による収入及び法律で禁じられていない他の財源から賄われる。

NIPOは、「公的調達について」のウクライナ法により定められた手続方法で、物品、労力及びサービスを調達する。

(11) 本法に従い、NIPOにより受理又は承認された書類について、適格な電子署名を使用してもよい。NIPOに対する電子形態での書類の提出及び電子形態での書類の交付は、電子文書及び電子文書管理の分野における法令、電子信託業務、本法並びに知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局により定められた規則に従ってなされる。

第2-2条 審判室及び国家知的所有権庁の専門官の独立性の保証

(1) 審判室の活動は、合法性、公平性、独立性、透明性、信頼性、合議制及び適格な職員配置の原則に基づく。

(2) 異議申立及び申請の審判室による審理における主な原則は、法の支配、合法性、審理における当事者の法及び審判室の下での平等性である。

(3) 審判室の権限、その構成員の要件、知的所有権取得に係るNIPOの査定に対する異議申立についての審判室による審理手続、審判室の活動に対する組織的技術的な支援の手続及び同委員会の権限に属する範囲でのその他事項の解決は、知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局により承認された審判室の手続規則により決定される。

(4) NIPOの専門官の独立性及び専門官の意見の正確性は次のことにより確保される。

- ・任命及び専門官による審査の遂行についての法律により定められた手続の遵守
- ・専門官による審査過程への他の者による干渉の禁止

- ・ NIPO の専門官の活動，専門官の財務的社会的な支援及びその他の支援に必要な状況の整備
- ・ 審判室が専門官による審査の結論を評価できるよう確保すること
- ・ 法律に規定される場合において，出願人及び第三者が審査に参加できるよう確保すること

第 2-3 条 認証委員会

- (1) 認証委員会とは，知的所有権事件における代理人(特許弁護士)の活動に従事する権利を取得する意思を示した者の専門的研修のレベルを決定する目的で設置された NIPO の合議体である。
- (2) 認証委員会は，NIPO の職員，知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局の職員並びに知的所有権の法的保護の分野において少なくとも 10 年の実務経験を有する知的所有権事件における代理人(特許弁護士)からなる。
- (3) 認証委員会の権限，その構成，編成手続，委員の要件，任期並びに活動上の規則及び手続は，知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局により決定される。
- (4) 認証委員会は，本法並びに知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局により承認された規則に基づき行動する。

第 2-4 条 不服審査委員会

- (1) 不服審査委員会は，認証委員会の決定に対する知的所有権事件における代理人(特許弁護士)候補者の申立を審理し，知的所有権代理人(特許弁護士)の行為に対する申立を審理し，特許弁護士が法令の要件を満たすことを管理するために編成された NIPO の合議体である。
- (2) 不服審査委員会は，NIPO の職員，知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局の職員，知的所有権の分野で職に就く著名な科学者，並びに知的所有権の法的保護の分野において少なくとも 10 年の実務経験を有する知的所有権事件における代理人(特許弁護士)からなる。
- (3) 不服審査委員会の権限，その構成，編成手続，委員の要件，任期並びに活動上の規則及び手続は，知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局により決定される。
- (4) 不服審査委員会は，本法並びに知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局により承認された規則に基づき行動する。

第 3 条 国際条約

ウクライナ国会により遵守の承諾が承認された国際条約が，意匠に係るウクライナの法令に規定されるもの以外の規則を定める場合，国際条約の規則が適用される。

第 4 条 外国人及びその他の者の権利及び義務

- (1) 外国人及び無国籍の者は，ウクライナ国会が批准したウクライナの国際条約に従い本法により付与される，ウクライナ人と同一の権利及び義務を有する。
- (2) 外国人，無国籍の者，外国法人及びウクライナ国外に居住しているか又は恒久的居住地

を有するその他の者は、知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央
行政当局により承認された規定に従い登録された知的所有権事件における代理人(特許弁護
士)を通じて、NIPO に関する自己の権利を行使する。

第 II 章 意匠の法的保護

第 5 条 法的保護付与の条件

(1) 公共の利益，人道の原則及び道徳と矛盾せず，かつ，登録要件を満たす意匠には，法的保護が付与される。

(2) 意匠は，製品の線，輪郭，色彩，形状，質感及び／又は材質及び／又は仕上げにより決定される，製品又はその一部の外観である。

(3) 本法に従い，次のものには法的保護が付与されない。

- ・ 液状，ガス状，ばら積又は類似の物質等から成る不安定な物体
- ・ 複合製品の一部であり製品の通常使用時に見えない製品に具現化又は適用された，芸術的意匠の分野における知的創作活動の成果。製品の通常使用とは最終消費者による使用と考えられ，製品の物流，メンテナンス又は修理は通常使用とはみなされない。
- ・ 製品の技術的機能にのみ起因する製品の外観の特徴
- ・ 1 の製品が他の製品に機械的に接続され又は他の製品の内部，周囲若しくは前面に配置された結果，各製品がその機能を果たせるようにするために，大きさ及び形状が正確に再現された製品の外観の特徴。この規定は，複数のアセンブリ又はモジュール構造内での交換可能な製品の接合を意図する製品の外観にはあてはまらない。

(4) 意匠は次のものとして法的保護を受けられる。

本法に定められた方法で登録簿に記入された場合又は遵守の性質がウクライナ国会により承認された国際条約に従いウクライナでの法的保護を付与された場合は，登録意匠

本法に定められた方法で公衆に利用可能となった場合は，未登録意匠

(5) 登録意匠の権利取得は，登録簿に記録された意匠の画像を示す登録証により証される。

国際登録された意匠の権利取得は，証明を必要としない。

登録意匠の所有権の存続期間は，NIPO に出願を提出した日から 5 年であり，本法第 24 条

(2) による納付に従うことを条件として意匠所有者の申請を受け，NIPO により 5 年単位で複数回延長される。登録意匠の所有権の存続期間は，出願の提出日から最長 25 年を超えてはならない。登録意匠の所有権の存続期間延長手続は，知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局により定められる。

登録意匠の所有権の効力は，本法第 24 条に規定される条件下では期間満了前に消滅する。

(6) 未登録意匠の法的保護の期間は，ウクライナの領土で公衆に利用可能となった日から 3 年である。

(7) 登録意匠に付与される法的保護の範囲は，登録簿に記録された意匠の画像により決定される。

意匠の法的保護の範囲は，当業者が抱く全体の印象が大きく異なる他の意匠を含む。

法的保護の範囲を決定するために，意匠の創作時における創作者の自由度が考慮される。

第 6 条 意匠登録の要件

(1) 意匠は，新規かつ独自性を有するものであるときは，登録の要件を満たす。

複合製品の一部を形成する製品に使用又は具現化された意匠は，複合製品に含まれる要素が複合製品の通常使用時に見えており，複合製品の見えている要素が新規性及び独自性の要件を満たす場合には，新規で独自性を有するとみなされる。

(2) 意匠は、次のものについて同一の意匠が公衆に利用可能となっていない場合、新規であるとみなされる。

登録意匠：NIP0 への出願の提出日前又は優先権が主張されている場合は優先日前

未登録意匠：意匠の保護を求めた日まで最初に公衆に利用可能であった意匠

意匠は、本質的特徴が細部でのみ異なる場合は、同一であるとみなされる。

意匠の新規性を確立する過程で、提出日前及び優先権が主張されている場合は優先日前に公衆に利用可能となったあらゆる情報が考慮される。これには、先に NIP0 が受領したすべて出願の内容を含むが、当該日を指定して取り消されたとみなされたか、取り消されたか又は NIP0 が当該出願に関して意匠の国家登録の拒絶査定をし、これに対する審判請求の可能性がなくなったものは除く。

明示的又は黙示的な守秘義務のもと第三者に開示される情報は、公衆に利用可能とみなされない。

(3) 意匠は、当業者が抱く全体的な印象が、次のものについて公知となった他の意匠で当該当業者が抱く全体的な印象と異なる場合、独自性を有するとみなされる。

登録意匠：NIP0 への出願の提出日前又は優先権が主張されている場合は優先日前

未登録意匠：意匠の保護を求めた日まで最初に公衆に利用可能であった意匠

独自性を決定するために、意匠の創作時における創作者の自由度が考慮される。

(4) 登録意匠は、国家登録若しくは他の理由の結果として公表された場合又は展示、取引利用若しくは別の手段で公衆に利用可能となった場合、公衆に利用可能となったとみなされる。ただし、NIP0 への出願の提出日前又は優先権が主張されている場合は優先日前に、関連分野を専門としウクライナの領土で活動を行う業界内での通常の経済的活動中に、上記手段が既知にならなかった場合を除く。

未登録意匠は、通常の活動において客観的な理由により、公表、展示、取引利用又は別の手段が関連分野を専門としウクライナで活動を行う業界内で既知となる方法で公衆に利用可能となった場合、公衆に利用可能となったとみなされる。

明示的又は黙示的な守秘義務のもと第三者に開示される情報は、公衆に利用可能になったとみなされない。

(5) 保護されたものとしての意匠の認定は、NIP0 への出願の日付又は優先権が主張されている場合は優先日前の 12 月以内に、創作者、その承継人又は創作者若しくはその承継人から直接若しくは間接に情報を受領した者による意匠の情報の開示による影響を受けない。この場合、開示状況の立証責任は、本項の規定の適用に利害関係を有する者にある。

本項の規定は、創作者又はその承継人に対する侵害の結果、意匠が公衆に利用可能となった場合にも適用される。

第 III 章 意匠を登録する権利

第 7 条 創作者の権利

(1) 創作者又はその承継人は、本法により別段の定めのない限り、意匠を登録する権利を有する。

(2) 複数の創作者による共同作業により創作された意匠を登録する権利は、それら共同創作者間で締結された契約に定めがない限り、創作者に共同で帰属する。

(3) 創作者に含まれる者に係る契約の条件改定の場合、出願に創作者と記名された者と出願に創作者と記名されていない創作者との共同申請によって、NIPO は、知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局により指定される手続に従い適切な書類に変更を加える。

(4) 意匠の創作者は、創作者である権利を有し、これは移転できない人格権であり無期限に保護される。

第 8 条 使用者の権利

(1) 創作者の使用人は、雇用契約に別段の定めがある場合を除き、意匠が正式な業務遂行又は使用者の命令により創作された場合、意匠登録の権利を有する。使用者は、意匠の経済価値及び使用者が意匠から受け取る他の利益に従い、創作者(その承継人)への報酬の支払額と条件について、創作者と書面による契約を締結しなければならない。

報酬の条件及びその額に関する紛争は、司法手続で解決される。

(2) 意匠の創作者は、意匠の本質を十分に明瞭かつ完全に明らかにした資料とともに、自己が創作した意匠について書面による通知を使用者に提出しなければならない。

使用者が、この通知の受領日から 4 月以内に NIPO に出願を提出しない場合、意匠を登録する権利は創作者に移る。

第 9 条 承継人の権利

創作者又は使用者の承継人はそれぞれ、意匠を登録する権利を有する。

第 10 条 最先の出願人の権利

異なる作業により創作された意匠を登録する権利は、NIPO への提出日がより早い、優先権が主張されている場合は、より早い優先日を有する出願の出願人に帰属する。ただし、出願が、取り消されたとみなされず、取り消されておらず又は意匠の国家登録の拒絶査定がなされ審判請求の可能性がなくなったものでないことを条件とする。

第 IV 章 意匠登録手続

第 11 条 出願

(1) 意匠登録を受けようとし、その権利を有する者は、NIPO に出願を提出しなければならない。

出願は、紙面又は電子形態により提出することができる。出願人は、出願の提出方法を選択することができる。

電子形態で提出される出願は、電子文書及び電子文書管理の分野における法令、本法並びに知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局により定められた規則に従った電子記録保持の対象となる。電子形式による出願は、出願人(知的所有権事件における代理人又は出願人に委任された他の者)が適格な電子署名を使用することにより特定されることを条件として、提出することができる。

(2) 出願は、知的所有権事件における代理人又は出願人に代わる他の委任された者を通じて提出することができる。

(3) 出願は、ICID の同一分類に属する 1 以上の意匠(複数意匠出願)に関することができる。

複数意匠出願は、100 を超える意匠を含んではならない。

複数意匠出願の出願人及び創作者は、すべてのクレームする意匠について、同一の者でなければならない。

(4) 出願は、ウクライナ語で作成され、次のものを含まなければならない。

- ・ 意匠の国家登録の願書
- ・ 製品画像のセット(製品自体又はそのレイアウト若しくは図面の形で)であって、製品の外観の全体図を示すもの
- ・ 意匠の説明
- ・ 図面、図式、図表(必要な場合)

(5) 意匠の国家登録の願書には、出願人とその宛先及び創作者を明示することが必要である。

創作者は、NIPO の公開、特に出願又は意匠の国家登録についての情報において、自己が記載されないことを求める権利を有する。

(6) 出願には、当該分野における専門家が実施できるよう、意匠の本質を十分に明瞭かつ完全に開示しなければならない。

(7) 出願は、知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局により定められた規則に従い、作成され提出しなければならない。

(8) 出願の提出には、申告する意匠の数に応じて規定される額の手数料を納付しなければならない。当該手数料は、出願日から 2 月の期間が満了する前に納付される。当該期間は、この期間が満了する前に、該当する申請が提出され、これに係る該当する手数料が納付された場合には延長することができるが、6 月を超えてはならない。

第 12 条 出願の提出日

(1) 出願の提出日は、NIPO が少なくとも次のものを含む書類を受領した日となる。

- ・ ウクライナ語で記述された、意匠の国家登録のための何れかの形態による願書

- ・ウクライナ語で記載された、出願人及びその宛先についての情報
- ・製品の外観についての理解を助ける画像
- ・ウクライナ語又は他の言語で記述された、意匠の説明と外観上類似する部分。他の言語による場合は、出願の出願日を維持するために、提出日から2月以内にこの部分のウクライナ語への翻訳文がNIP0により受領されなければならない。

(2) 出願の日付は、本法第14条(9)、(10)及び(11)に従い、決定される。

第13条 優先権

(1) 出願人は、先の出願について優先権が主張されていない限り、NIP0又は工業所有権の保護に関するパリ条約若しくは世界貿易機関設立協定の所管官庁に対する先の出願の提出日から6月以内に、同一意匠について出願に優先権を付与する権利を有する。

(2) 工業所有権の保護に関するパリ条約又は世界貿易機関設立協定の締約国の領土において開催された公式又は公認の国際博覧会での展示に使用された意匠の優先権は、クレームされた意匠が具現化又は適用された、最初の公の展示日より確保することができる。ただし、出願が展示日より6月以内にNIP0により受領された場合に限る。

(3) 優先権を行使しようとする出願人は、先の出願の出願日及び出願番号に言及した優先権出願並びに先の出願の写し及びウクライナ語への翻訳文を添付し、工業所有権の保護に関するパリ条約若しくは世界貿易機関設立協定の締約国において開催された博覧会で当該意匠が展示されたことを証明する書類を、NIP0への出願の提出日から3月以内に提出しなければならない。この期間中に、当該書類は補正してもよい。これらの書類が適時に提出されない場合、当該出願の優先権は、喪失されたとみなされ、出願人にはその旨を通知される。

(4) 優先権は、複数の先の出願の全部又は一部について主張することができる。この場合、優先日を初日とする期間は、最先の優先日から起算される。

(5) 優先権は、優先権が主張される先の出願に記載される意匠の特徴のみを対象とする。

(6) 先の出願は、NIP0におけるその出願手続が完了していない場合は(3)に基づく優先権を主張する出願の受領時に、クレームされた優先権の範囲において取り消されたとみなされる。

(7) 意匠の優先権は、独立した出願として第14条(7)に従い作成された追加書類のNIP0による受領日に確保される。ただし、当該書類が添付された出願についての審査中に当該書類が考慮されない旨の通知を出願人が受領した日から3月以内に出願が提出された場合に限る。

第14条 出願の審査

(1) 出願の審査は、本法並びに本法に基づき知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局により定められた規則に従い、NIP0により実施される。

(2) NIP0は、手続中の出願審査に必要な情報活動を行い、また、国際連合教育科学文化機関の総会により1958年12月3日に採択された「官公署出版物及び政府文書の国家間における交換に関する条約」に従う出版物の国内交換機関である。

(3) 取下げとみなされないか又は取り下げられなかった出願の審査の最終結果は、請求により、審査の実質的な結論において提示される。当該結論に基づき、NIP0は、意匠の国家登録又は意匠の国家登録拒絶の査定を行う。複数意匠出願については、一部の意匠に国家登録

の査定を、残りの意匠に国家登録の拒絶査定を採択することができる。NIPO の査定は、結論とともに出願人に送付される。

出願人は、NIPO の査定を受領日から 1 月以内に、出願に対して提示された書類の写しを請求する権利を有する。写しは、1 月以内に出願人に送付される。

国際登録審査の有効性認定を拒絶する国際登録審査の最終結果は、ウクライナでの国際登録の有効性認定の全部又は一部拒絶についての通知に示され、これは WIPO 国際事務局に送付される。

国際登録がウクライナで認定される場合、これに係る通知は WIPO 国際事務局に送付されない。

(4) 出願人は、出願人の発意により又は NIPO からの求めにより、自ら又は代理人を通じて、知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局により定められた手続により審査中に発生した問題について、検討に参加する権利を有する。

(5) 出願人は、出願の誤りの補正並びに自己の名称及び宛先、通信宛先、その代理人の名称及び宛先の変更を行う権利を有する。

出願人は、出願に明示される他の出願人の同意を条件に、出願人の変更に関連する出願への変更を加えることができる。当該変更は、出願人全員の同意を得て出願人になろうとする者によっても行うことができる。

これらの補正及び変更は、意匠登録に係る国家手数料納付に関する書類を受領までに NIPO により受領された場合、考慮される。

誤りの補正又は前記変更を求める申請の提出について、手数料の納付を要する。ただし、当該誤りが明白な又は技術的なものではなく、かつ、当該変更が申請を提出する者の状況により発生したことを条件とする。

(6) NIPO は、追加書類なしでは審査が不可能であるか又は出願書類に含まれるデータ若しくは要素の信頼性について十分根拠のある疑義を認める場合、追加書類の提出を出願人に要請することができる。

出願人は、申請により、通知又は審査の結論を受領日から 1 月以内に、出願に対して提示された書類の写しを NIPO に請求するために、追加書類を提出する権利を有する。

追加書類は、出願人が、通知若しくは審査の結論又は出願に対して提示された書類の写しを受領した日から 2 月以内に提出されなければならない。追加書類の提出期間は、対応する申請が提出され、当該期間満了前に当該申請に係る手数料が納付された場合には延長することができるが、その期間は 6 月を超えてはならない。当該期間は、正当な理由により徒過された場合において、該当する申請が提出され、その期間満了の 6 月以内にその申請手数料が納付されたときは、回復される。出願人が当該所定の期間内に追加書類を提出しなかったときは、当該出願は取り下げられたとみなされ、その旨の通知が出願人に対して送付される。

(7) 出願人が追加書類を提出した場合、審査過程で、提出された出願に開示された意匠の本質を追加書類が逸脱するか否かが明確になる。

追加書類が、新規な本質的特徴を含む場合、当該書類は提出された出願に開示された意匠の本質を逸脱する。

追加書類は、提出された出願に開示された意匠の本質を逸脱する部分については、出願審査中に考慮されず、NIPO から対応する要請を受けた後に提出人により独立した出願として提

出されてもよい。

(8) 審査中に、

出願の提出日は本法第 12 条を根拠として決定される。

申告された意匠が本法第 5 条第(2)に規定される要件に遵守しているかが決定される。

申告された意匠が本法第 5 条(3)に規定されるものに属するか否かが決定される。

申告された意匠が公序良俗に反するか否かが点検される。

出願は、本法第 12 条の方式要件並びに本法に基づき知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局により決定された規則を遵守するかが点検される。

定められた要件を遵守する出願に係る出願手数料の納付が確認される。

(9) 出願書類が本法第 12 条の要件を満たし、出願手数料の納付に関する書類が所定の要件を満たす場合、出願提出日を決定する通知が出願人に送付される。

(10) 出願書類が本法第 12 条の要件を遵守しない場合、出願人は直ちに通知される。出願人が通知を受領した日から 2 月に以内に不遵守が解消された場合、NIPO により補正書類が受領された日が出願の提出日とみなされる。それ以外の場合では、出願は提出されなかったものとみなされ、出願人はその旨通知される。

(11) 本法第 12 条の要件を満たす出願書類が図面(図解, 図表)への言及を含むがそのような図面(図解, 図表)がない場合、当該言及は審査中考慮されない。

(12) 本法第 12 条(8)の要件に違反した場合、出願は取り下げられたとみなされ、出願人はその旨通知される。

(13) 以下の場合、NIPO は、拒絶理由通知を出願人に送付し、当該通知に示された欠陥の削除、減縮、釈明の提示を提案する。

- ・ 申告された意匠が第 5 条(2)の要件を満たさない、
- ・ 申告された意匠が第 5 条(3)に規定された物体に属する、
- ・ 申告された意匠が公序良俗に反する、
- ・ 出願が本法第 11 条の方式要件並びに本法に基づき知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局により定められた規則を満たさない
- ・ 納付手数料が要件を満たさない

出願人の応答は、追加書類について(6)により定められた期間内に提示されるものとし、出願についての審査報告書作成時に考慮される。

出願が本法第 11 条(3)の要件に違反する場合、すなわち 100 を超える意匠が申告され及び/又はクレームされた意匠が ICID の同一分類に属さない場合には、NIPO は、通知を出願人に送付し、当該通知の受領日から 3 月以内に、本法第 15-1 条に従い出願を分割することを提案する。

出願人により当該提案が受け入れられなかった場合、審査は出願で申告された最初の意匠に関して及び最初の意匠と同一の ICID 分類に属する後続の意匠(ある場合)に関して行われ、審査が行われる意匠の総数が 100 を超えないようにする。

(14) 審査結果により、意匠が本法第 5 条(2)に規定される物体に属し、本法第 5 条(3)に規定される物体に属さず、公序良俗に反しない場合、ウクライナの領土における国際登録の効果は国際登録に基づき認定される。

意匠が国際登録に基づく前段落に規定される要件を満たさないことが立証された場合、ウクライナにおける国際登録の有効性認定について全部又は一部拒絶の通知が WIPO 国際事務局

に送付される。

第 15 条 出願の取下げ

出願人は、意匠登録に係る国家手数料納付日前はいつでも、出願を取り下げる権利を有する。

第 15-1 条 出願の分割

(1) 出願人は、NIPO からの提案に応じて又は出願人の発意により、NIPO の査定前に、複数意匠出願にある申告された意匠を分割することにより、複数意匠出願を 2 以上の出願に分割する権利を有する。

(2) 出願は、出願及び選択された出願に適切な変更を加える申請を提出する方法で、出願人により分割される。ただし、これらの出願の提出に係る手数料の納付を条件とする。

(3) 選択された出願の提出日は、分割出願の提出日とする。選択された出願の優先日は、(優先日がある場合)分割出願の優先日とする。

(4) 出願の分割の他の要件は、本法に従い知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局により定められた規則により決定される。

第 16 条 登録

(1) NIPO は、意匠の国家登録の査定並びに意匠の登録に係る国家手数料の納付に関する書類の入手及び国家意匠登録簿への情報公告に係る手数料が納付されたことに基づき、関係情報を登録簿に記入することにより意匠の国家登録を実施する。これらの手数料は、意匠の国家登録の査定受領時に、出願人により納付されなければならない。登録簿の維持の方法及び登録簿に含まれる情報の一覧は、知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局により決定される。

意匠の国家登録は、所有者の責任において意匠の保護要件を遵守することを前提に実施される。

法律により定められた額及び方法で、意匠登録に係る国家手数料の納付に関する書類及び意匠の国家登録の情報公告に係る手数料が、意匠の国家登録についての決定の出願人の受領日から 3 月以内に NIPO により取得されなかった場合、出願は取り下げられたものとみなされる。

意匠登録に係る国家手数料の納付に関する書類の受領期間及び意匠の国家登録の情報公告に係る手数料の納付期間は、この期間が満了する前に、対応する申請が提出され、これに係る手数料が納付された場合には延長されるが、6 月を超えてはならない。意匠登録に係る国家手数料の納付に関する書類の受領期限及び意匠の国家登録の情報公告に係る手数料の納付期限が徒過された場合において、出願人の出願についての権利は、該当する申請が、意匠登録に係る国家手数料の納付に関する書類及び当該申請の提出に係る手数料の納付及び意匠の国家登録の情報公告に係る手数料の納付とともにその期間満了の 6 月以内に提出されたときは、回復される。

(2) 登録簿への情報記入時に、何人も、知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局により規定された手続に従い、これを閲覧する権利を有し、また、自らの申請への応答として、申請提出に係る手数料納付を条件として、意匠に関するデータ

についての登録簿の抄本を取得することができる。

(3) 登録簿の情報の誤りは、意匠所有者の発意により又はNIPOの職権により訂正される。意匠所有者の発意によりするときは、変更可能な定められた一覧に従い、登録簿への変更を加えることができる。登録証に関する登録簿の変更は、手数料の納付を要する。

第17条 公告

(1) 意匠の国家登録と同時に、NIPOは、定められた手続に従って決定された意匠の国家登録についての情報を公報に公告する。

(2) 意匠の国家登録についての情報公告時に、何人も手続に従い出願書類を閲覧する権利を有する。出願書類の閲覧は、手数料の納付を要する。

第18条 登録証の交付

(1) 登録証は、意匠の国家登録日から1月以内にNIPOにより交付される。登録証は、意匠を登録する権利を有する者に対して交付される。複数の者が意匠を登録する権利を有する場合、それらの者に対して1通の登録証が交付される。

(2) 登録証の様式及びそれに表示される情報の内容は、知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局により規定される。

(3) NIPOは、登録証所有者の請求により、交付された登録証の明白な誤りは訂正するとともにその旨を公報に公告する。

(4) 登録証の紛失又は損傷の場合は、知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局により決定された手続により、その所有者は登録証の副本の交付を受けることができる。登録証の副本の交付を受けるには手数料の納付を要する。

第19条 出願の査定に対する不服申立

(1) 出願人は、出願についてのNIPOの査定に対して、NIPOの査定又は本法第14条(3)に従い請求された書類の写しの受領日から2月以内に訴訟手続において及び審判室へ不服申立を行うことができる。

(3) NIPOの査定に対して審判室に不服申立する権利は、意匠登録に係る国家手数料納付時に喪失する。

(4) 本法により並びに知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局により承認され本法に基づく審判室規則により決定された手続に従い、NIPOの査定に対して審判室に不服申立を行うことができる。当該不服申立は手数料の納付を要する。

(1)に示す期間内に手数料が納付されなかった場合、不服申立はなかったものとみなされ、通知が出願人に送付される。

(5) 審判室が不服申立及び手数料の納付に関する書類を受領したときは、審判室の決定が承認されるまで出願に関する手続は停止される。

(6) 出願についてのNIPOの査定に対する不服申立は、不服申立及びその審理中に出願人により提示された主張の範囲内において、不服申立及び手数料の納付に関する書類の受領日から2月以内に審判室規則に従い審査される。不服申立の審理期間は、この期間の満了前に、該当する申請が提出され、これに係る手数料が納付された場合には出願人の発意により延長されるが、2月を超えてはならない。

(7) 審判室は、不服申立の審理結果に基づき理由を付した決定を採択し、当該決定は、NIP0の命令により承認され、出願人に送付される。

不服申立について全部又は一部容認の場合には、手数料は、同手数料の規定額の50パーセントが返還される。

(9) 出願人は、審判室が承認した決定に対して、決定の受領日から2月以内に上訴をすることができる。

(10) NIP0は、審判室の決定を承認後、決定に関してNIP0が決定した情報を、公式ウェブサイトに掲載する。

第V章 意匠権所有者の権利及び義務

第20条 意匠の国家登録から生じる権利及び未登録意匠に付与される権利

(1) 登録された意匠の権利は、維持年金の納付に従うことを条件として、意匠の国家登録の日の翌日から有効となる。

(2) 意匠所有者は、他者の権利を侵害しない限りにおいて、自己の裁量により意匠を実施する排他的権利を有する。

意匠の実施時に複数の者にその権利が属する場合の関係は、それらの者間で締結される契約の定めるところによる。契約不在の場合、各所有者は自己の裁量により意匠を実施できるが、何れの者も、他の意匠所有者の同意なしで、意匠の実施を許可(ライセンス許諾)し、他者に意匠の所有権を譲渡する権利は有さない。

登録意匠の実施とは、登録意匠を実施した製品の製造、当該製品の使用、インターネット経由を含む販売のための申し出、販売、輸出入及び他の方法で市販すること又は前記の目的での当該製品の所持である。

製品は、当該製品又はその一部の外観が、当業者に保護意匠と同一の全体的な印象を与える場合には、登録意匠を実施して製造したとみなす。

(3) 登録意匠の所有者は、他者が許可なく意匠を実施することを禁じる権利を有するが、その意匠の実施が本法に従い意匠権の侵害と認定されない場合を除く。

(4) 登録意匠の所有者は、契約に基づき、所有者の法的承継人になる者に、意匠についての知的所有権を移転することができる。

(5) 登録意匠の所有者は、ライセンス契約に基づき、他者に意匠の実施を許可(ライセンス許諾)する権利を有する。

(6) 意匠の所有権の譲渡契約及びライセンス契約は、書面で締結され、かつ、当事者により署名されている場合に有効であるとみなされる。

契約の当事者は、意匠の所有権の譲渡又は意匠を実施するライセンス許諾について、不特定の者に通知する権利を有する。このような通知は、NIPOにより定められた範囲及び手続によって、公報への公告により行われ、同時に登録簿に記入される。

前記情報及び契約当事者により提案されたライセンス許諾に関する情報の変更の公告は、手数料の納付を要する。

(7) 登録意匠の所有者は、公告により、何れかの者に登録意匠を実施する許可を付与する申請をNIPOに提出する権利を有する。この場合の意匠権の維持年金は、当該申請の公告の年の翌年から50%減額される。

前記許可の利用を表明する者は、登録意匠の所有者と支払契約を締結しなければならない。この支払契約の締結及び履行中に生じる紛争は、裁判所で解決される。

意匠所有者に意匠の実施の意思を申し出る者がいない場合は、意匠所有者は、NIPOに申請取下げについての書面による請求を提出することができる。この場合は、意匠の維持年金は、当該請求の公告の年の翌年から満額を納付しなければならない。

(8) 意匠の国家登録から生じる権利は、ウクライナの法令により規制される、意匠についての他の者の人格権又は著作権に影響を及ぼさない。

(9) 公表された未登録意匠の所有者は、本法第20条(2)第3段落に規定される方法で意匠の複製及び実施を禁じる権利を有するが、当該実施が未登録意匠を複製した結果であることを

条件とする。

意匠は、創作者の独自の創作活動により創作された場合であって、未登録意匠の所有者が公表した意匠を創作者が知らなかったとみなされるときには、複製の結果とはみなされない。

第22条 権利の侵害を構成しないとみなされる行為

(1) 自己の活動のためにクレームされた意匠と同一の科学技術的(技術的)解決策を誠実に実施した者又はNIPOへの出願の提出日前に当該実施のために相当かつ真摯な準備をしていた者は、当該使用を無償で継続する権利又は前記準備により企図していた意匠の実施に対する権利(先使用权)を保有する。

先使用权は、クレームされた意匠と同一である解決策が実施されたか当該実施のために相当かつ真摯な準備をしていた場合であって、企業若しくは営業行為とともに又はその企業若しくは営業行為の一部とともにする場合に限り、他の者に対して譲渡又は移転することができない。

(2) 次のものは、登録意匠を実施する権利の侵害とはみなされない。

- ・一時的又は偶発的に、ウクライナの領海、領空又は領土に進入した外国の輸送機関の設計又は運航。ただし、当該意匠が専ら当該輸送機関のために、また、当該輸送機関の修理のための予備部品類の輸入業務及びその修理作業のために実施されることを条件とする。

- ・商用目的外での実施

- ・科学的な目的又は実験的な目的での実施

- ・説明の目的又は教育的な目的の場合。ただし、情報源が明記され、また、当該行為が経済的活動上の取引及び他の公平な慣行に相反せず、かつ、意匠の通常の実施を害さないことを条件とする。

- ・異常事態(天災、大災害、流行病等)下での実施であって、当該実施について意匠所有者への通知が実際に可能になったときには直ちに通知し、対応する補償金が支払われるもの

(3) 意匠所有者によるか又は当該所有者の特別許可による製品の市販後になされる、登録意匠を実施して製造された当該製品の市販は、意匠権の侵害とはみなされない。

第23条 登録意匠の所有者の責任

(1) 登録意匠の所有者は、自己の権利を誠実に行使しなければならない。

(2) 意匠が、その国家登録の日又は意匠の実施が中断された日から3年間ウクライナで不実施であるか又は不十分な実施である場合、当該意匠を実施しようとし、かつ、その用意のある者は何人も、登録意匠の所有者がライセンス契約の締結を拒絶したときは、裁判所に対して当該意匠を実施する許可を付与するよう申請することができる。

(3) 登録意匠の所有者が、意匠の不実施又は不十分な実施の事実が正当な理由によることを立証しない場合、裁判所は、利害関係人に対して、実施の範囲、許可の有効期間、登録意匠の所有者に対する報酬の額及び支払手続を決定して、登録意匠の実施許可を付与する決定を行う。

第 VI 章 国家登録の消滅及び権利の無効

第 24 条 国家登録の消滅

(1) 登録意匠の所有者は、NIPO に提出する申請により、いつでも自己の意匠の全部又は一部の権利を放棄することができる。前記放棄は、登録簿への該当情報の記入日から効力を生じる。これと同時に、NIPO は公報において、当該放棄に関する情報を公告する。

(2) 意匠の国家登録の存続期間は、当該意匠の維持年金が所定期間内に納付されないときには消滅する。

意匠権の維持年金は、出願日から起算する意匠の存続期間の各年について納付する。当該年金の第 1 回目の納付は、意匠の国家登録の情報公告に係る手数料納付とともに行わなければならない。各翌年についての年金は、年金が当年の最後の 6 月の間に納付されることを条件として、当年の末日までに納付されなければならない。

意匠権の維持年金は、納付期限後 6 月以内に納付することができるが、この場合、年金額は 50%増額される。

意匠権の延長請求及びその提出に係る手数料は、国家登録又は延長期間の満了 6 月前までに NIPO に提出されなければならない。

意匠の国家登録は、年金が納付されなかった年の最初の日から消滅する。

第 25 条 司法手続での意匠権の無効の認定

(1) 登録された意匠権は、司法手続において、次のときには登録証に明記される意匠の特定部分に関して、全部又は一部の無効を宣言することができる。

- ・本法により規定される法的保護付与の条件を意匠が不遵守であるとき
- ・出願により意匠の画像に提示されていなかった特徴があるとき
- ・意匠の国家登録が他者の権利を侵害するとき

(2) 意匠権を無効と認定する利害関係人による訴状は、意匠の所有権の存続期間内及び期間終了後の如何なるときにも裁判所に提出することができる。

(3) 意匠権が無効とされた場合は、NIPO はその旨の通知を公報に公告する。

(4) 無効を宣言された意匠権は、意匠の国家登録の日から無効とみなされる。

(5) 法律により定められた方法で意匠権が無効を宣言され、かつ、出願が他者の権利を侵害して提出されたことが立証された場合、裁判所は、登録証の所有者に対して、損害を受けた者への損害賠償を決定することができる。

第 25-1 条 審判室による意匠権の無効の認定

(1) 何人も、意匠権の全部又は一部の無効の認定を求めて裏付けある申請を、本法により規定される法的保護付与の条件を意匠が不遵守であることに基づき、審判室に提出することができる。申請人の指示により、申請は知的所有権代理人又は他の代理人により提出することができる。

(2) 意匠権を無効と認定する利害関係人による訴状は、意匠の所有権の存続期間内及び期間終了後の如何なるときにも提出することができる。申請の提出には手数料の納付を要する。申請は、NIPO の預金口座で手数料が受領されたときに提出されたものとみなされる。

(3) 審判室における意匠権無効事件の当事者は、意匠権の無効申請を提出した者及び意匠所

有者となる。

(4) 当事者は、審判室において、証拠を提示し、吟味し、その説得力を証明する権利を等しく有する。

(5) 各当事者は、自己の主張又は異議の根拠として言及する状況を立証しなければならない。

(6) 意匠権の無効の認定を求める申請の要件、申請の審理のための条件及び手続は、知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局により決定される。

(7) 意匠権の無効を求める申請は、申請提出に係る手数料が納付されていることを条件に、審判室による申請の受領日から3月以内に、審判室規則に従い審理される。

(8) 審判室は、申請の審理結果に基づき理由を付した決定を採択し、当該決定は、NIP0の命令により承認され、当事者に送付される。

(9) 当事者は、NIP0により承認された審判室の決定に対して、決定の受領日から2月以内に裁判所に上訴をすることができる。

(10) 審判室の決定は、NIP0の命令によりこれが承認された日に効力を生じ、NIP0の公式ウェブサイトにて全文が公開される。

意匠権の無効の場合には、NIP0はその旨の通知を公報に公告する。

(11) 無効を宣言された意匠権は、意匠の国家登録の日から無効とみなされる。

(12) 裁判所又は審判室により、本法に規定される法的保護付与の条件を満たさないか又は他者の権利を侵害すると認定された意匠は、再登録することができない。

第 VII 章 権利の保護

第 26 条 登録又は未登録意匠の所有者の権利の侵害

(1) 本法第 20 条(2)に規定される登録意匠の所有者の権利の侵害又は本法第 20 条(9)に規定される未登録意匠の所有者の権利の侵害は，登録又は未登録意匠の所有者の権利の侵害とそれぞれみなされ，法的責任を負う必要がある。

(2) 登録又は未登録意匠の所有者の請求を受け，当該侵害は終了するものとし，侵害人は，登録又は未登録意匠の所有者に，生じた損害賠償の補償義務を負う。

意匠所有者の侵害された権利の回復については，同所有者の同意を得てライセンスを取得した者によっても請求できる。

第 27 条 救済

(1) 意匠権の保護は，司法手続及び法律により定められた他の手続によりなされる。

(2) 裁判所の管轄権は，本法の適用に起因して生じるあらゆる法的関係に及ぶ。

裁判所は，特に，その権限に従い，次の紛争を解決する。

- ・ 意匠の創作者である地位
- ・ 意匠の実施の事実の立証
- ・ 意匠所有者の確定
- ・ 意匠所有者の権利の侵害
- ・ 先使用権
- ・ 補償

第 VIII 章 最終規定

第 28 条 国税及び手数料

意匠登録に対する国税の額及び納付手続は、現行法令の定めるところによる。

意匠登録に係る国税の納付から得られる収入は、ウクライナ予算法により規定される方法で予算に組み入れられる。

本法により規定された手数料の額、その納付の条件及び手続は、ウクライナ内閣の定めるところによる。

本法により規定された手数料は、NIPD の当座預金口座に納付される。

本法により規定された手数料の収入は、特定目的に充当されるものであり、知的所有権の法的保護に係る国家体制の発展及び運営、特に、本法及び知的所有権の分野における他の規制法令により定められる業務の遂行のために、専ら使用される。

第 29 条 外国における意匠登録

(1) 何人も、外国において、意匠を登録する権利を有する。

(2) 意匠の国際登録に関するハーグ協定に基づき提出された国際登録出願は、出願人により直接 WIPO 国際事務局に送付される。

(3) 外国における意匠登録に関連する費用については、出願人又は出願人の同意を得た他の者が負担しなければならない。

第 30 条 意匠の創作と実施のための国家インセンティブ(奨励)

国家は、意匠の創作と実施を奨励し、それらの意匠の創作者及び意匠を実施する者のための優遇税制及び税額控除の条件を制定し、それらの者に対して、現行のウクライナ法令に従い他の特権を付与する。